

議案第 1 号

西宮市立地適正化計画（案）について【諮問】

目 次

1. 素案説明会・個別相談会の開催結果について…………… P. 1
2. 素案閲覧・意見募集結果について…………… P. 2
3. 新旧対照表…………… P. 13
4. 今後のスケジュール…………… P. 18

資料 1

西宮市立地適正化計画（案）

西都計発第 80 号
平成 31 年 3 月 15 日
(2019 年)

西宮市都市計画審議会
会長 角野幸博 様

西宮市長 石井 登志郎



西宮市立地適正化計画（案）について【諮問】

このことについて、都市再生特別措置法第 81 条第 14 項の規定により、次のとおり審議会に諮問します。

1. 素案説明会・個別相談会の開催結果について

●説明会

開催場所：市民会館

開催日時：平成30年12月26日（水） 19：00～21：00

平成31年1月6日（日） 14：00～16：00

参加者数：21名（26日7名、6日14名）

●個別相談会

①山口支所

開催場所：山口センター会議室

開催日時：平成30年12月14日（金） 10：00～17：00

平成30年12月17日（月） 10：00～17：00

相談者数：0名

②塩瀬支所

開催場所：塩瀬支所会議室

開催日時：平成30年12月18日（火） 10：00～17：00

平成30年12月20日（木） 10：00～17：00

相談者数：1名（18日0名、20日1名）

●広報方法

12月10日号の市政ニュースに、立地適正化計画素案の概要及び意見募集、説明会、個別相談会の実施について掲載した「都市計画ニュース」を折り込みで全戸配布するとともに、市のホームページで掲載

2. 素案閲覧・意見募集結果について

①意見募集の概要

●意見募集期間

平成30年12月10日（月）から平成31年1月18日（金）まで

●配布・閲覧場所

西宮市役所都市計画課窓口（南館3階）

各支所、サービスセンター

●広報手段

平成30年12月10日号の市政ニュースに、立地適正化計画素案の概要及び意見募集、説明会、個別相談会について掲載した「都市計画ニュース」を折り込みで全戸配布するとともに、市のホームページにも掲載

●意見の提出方法

意見募集期間内に都市計画課へ持参、郵送または電子メール

②意見募集の実施結果について

●インターネットアクセス件数：228件（12月 151件、1月 77件）

●意見提出者数：7名（持参0件、郵送2件、電子メール5件）

●意見件数：48件

③意見の内訳

内 訳	件数
立地適正化計画の意義・効果等の計画全般に関する意見	4件
居住誘導区域等に関する意見	7件
都市機能誘導区域・誘導施設等に関する意見	4件
交通ネットワーク等に関する意見	3件
誘導施策に関する意見	4件
届出制度等に関する意見	2件
目標・効果等に関する意見	3件
その他の意見・ご質問等	21件

④処理方針

処理区分	処理方針	件数
A	意見の趣旨を踏まえ、素案に反映するもの	12件
B	意見の趣旨等が、既に素案に反映されているもの	3件
C	今後の計画作成の参考とするもの	17件
D	その他意見	16件

⑤意見要約と市の考え方

立地適正化計画の意義・効果等の計画全般に関する意見

意見 番号	意見の要約	処理 区分	市の考え方
1	<p>基本理念の中に「コンパクトなまち」という言葉があるが、悪意にとれば市による規制により土地の高度利用を進め、コンクリートの箱に住居まで押し込めてしまう様にとらえる。「地域の活力を活かした誰もが暮らしやすく合理的に施設・生活空間が配置されたまち」とでもした方がいいのでは。</p>	D	<p>本計画の策定により土地の高度利用が促進されるものではありません。</p> <p>また、基本理念については、一昨年 of 基本的な方針において「地域の魅力を活かした誰もが暮らしやすいコンパクトなまち」と公表しております。</p>
2	<p>立地適正化計画は、市内に1~2つしか駅が無いような地方都市や、駅から非常に離れた山奥にも大量の住民が居るような都市等が主な対象であると考えている。</p> <p>線引きが綺麗になされ、地区計画や特別用途地区等によってきめ細かな都市計画がなされている西宮市であれば、用途地域の見直しや地区計画・特別用途地区等の策定、逆線引き等といった既存の都市計画手法のみで今後の高齢化社会・人口減少社会に対応可能なのではないかと。</p> <p>既存の都市計画手法ではどの点において不十分であったのかご説明をお願いしたい。立地適正化計画を立てることによって得られる、他の計画には無いような独自の効果が有るのか。</p> <p>現在の内容では、国から補助金を得るための免罪符として作っただけの計画にしか見えない。計画を作り、評価して見直しをかけていくには膨大な人件費がかかるが、それに見合う計画となっていないのではないかと。</p>	D	<p>本市の都市構造は、都市計画法の区域区分等の手法により、市全体としてはコンパクトな都市となっているため、本計画においても現行の都市計画法の制限と調和するように誘導区域を定めております。</p> <p>なお、本計画では、人口減少が始まっている地区などについては、既存ストックを有効活用する観点から、住宅地として利用されていない開発余地等を居住誘導区域外として設定しております。</p> <p>立地適正化計画は、都市の集約化だけでなく、インセンティブとなる誘導施策の実施や現在立地している施設の転出を届出制度によりモニタリングするなど、集約された都市構造を維持する手法としても有効であると考えております。</p> <p>一方、国庫補助要件等において、立地適正化計画の位置づけなどが求められていることから、コンパクトな都市構造の維持・誘導に資する事業については、計画策定により、市の財政負担を軽減することができるものと考えております。</p>
3	<p>背景と目的に記載があるとおり、立地適正化計画は都市計画マスタープランの高度化版であるはずだが、西宮市の計画としてはどの点において高度化版なのか。</p>	D	<p>本計画は、持続可能な都市構造を目指すという新たな観点に基づき、具体的な誘導区域や誘導施策等を設定することにより、届出制度や各種支援措置の適用など、市マスタープランよりも実効性の高い運用が可能な計画となります。</p>
4	<p>(P.113) 動的な計画として運用と書かれているが、ここまで守りに徹した計画で、どのように動く可能性があるのか。</p>	D	<p>立地適正化計画は、概ね5年ごとに見直すものとされており、見直しにおいては、改めて人口推計や人口カバー率等の各種分析の更新を行います。誘導区域や誘導施設等については、必要に応じて適宜見直してまいります。</p>

居住誘導区域等に関する意見

意見 番号	意見の要約	処理 区分	市の考え方
5	<p>西宮市として、市民の居住地区は「居住誘導区域」であり、「都市機能誘導区域」には居住を遠慮しなさい。と言うことなのか。</p> <p>居住地として本当に居住を誘導できるのか疑わしい地区があるように思う。</p>	B	<p>都市機能誘導区域に設定されている区域は、居住誘導区域に重なるように設定しております。</p> <p>都市機能誘導区域内においても、居住を誘導しております。</p> <p>なお、地域の特性に応じた居住誘導区域の考え方については、本編第4章64頁（居住誘導区域の設定方針）において記載しております。</p>
6	<p>「居住誘導区域」の指定範囲に疑問を感じる。市街化調整区域との境界付近は多くの部分は山林と接している。その部分においては「誘導」でなく「抑制」や「規制」ではないのか。</p>	C	<p>本市では、都市計画法の区域区分制度により、適正に建築物等の立地規制を行っております。</p> <p>本計画において、新たな立地規制を行う考えはありません。</p>
7	<p>本計画では、公共交通の徒歩圏人口カバー率が非常に低いにもかかわらず、徒歩圏外の地域も含んだ市街地全体に居住誘導区域が指定されることとなっている。しかも総合交通戦略に公共交通不便地と示されているエリアまで含まれている。</p> <p>公共交通網を充実させる施策は記載されているものの、どれも即時性がなく、その影響範囲も非常に限られたものとなっている。</p> <p>これは、将来においても公共交通が不便であると思われる地域にまで居住を誘導しているということで、国が示している立地適正化計画の趣旨に沿っていない。例えば、即時的に誘導区域内の公共交通不便地が解消されるような施策の展開予定があるのか。ないのであれば、居住を誘導すべきでないのでは。</p>	C	<p>本市における公共交通の徒歩圏（鉄道駅から800m、バス停から300m）の人口カバー率は90%以上となっており、概ね現在の居住地がカバーされております。今後、沿線の人口規模を維持し公共交通を支えるためにも、現在の居住誘導区域の設定が必要であると考えております。</p> <p>また、公共交通不便地域は、公共交通の利便性の向上と、効率的で効果的な交通サービスの実現を目指すために策定された「西宮市地域公共交通総合連携計画」において徒歩圏や公共交通のサービスレベル等に基づき定義されたものであり、居住誘導区域と必ずしも一致するものではありません。今後、西宮市総合交通戦略に基づき、居住を支えるバス路線の強化・再編等の施策を展開してまいります。</p>
8	<p>だれもが安心して暮らせる区域を目指す「居住誘導区域」が、洪水や津波によって命を落とし得る高さ、避難できずに孤立し得る高さまで浸水すると防災マップに示されているエリアにまで指定されている。</p>	C	<p>兵庫県が公表している洪水浸水想定区域は1000年確率で想定されており、本市の都市核や地域核を含む南部市街地の過半のエリアが指定されております。これらのエリアについては、地域防災計画に基づくソフト対策や河道掘削等のハード対策の実施により、今後も居住を維持・誘導する区域として設定しております。なお、津波対策については、兵庫県の「津波防災インフラ整備計画」により、対策工事が実施されており、津波の浸水想定区域については、大幅に解消される見込みとなっております。</p>

意見 番号	意見の要約	処理 区分	市の考え方
9	<p>都市計画法において工業の利便を増進すべきとされている区域にまで居住誘導区域が指定されている。これは住工混在を生む可能性が大いにある行為。</p> <p>居住を誘導するのであればそれに適した用途地域へ変更すべきではないか。</p> <p>立地適正化計画だけが先行すれば住工混在が進展し、操業環境や住環境が悪化してしまうので、立地適正化計画の公表と同時であるべきではないか。</p>	D	<p>本計画では、鉄道駅等を拠点とした持続可能なコンパクトな都市構造を誘導する観点から、一部工業地域も含め、居住誘導区域を設定しております。</p> <p>ご指摘の住工混在による影響が特に懸念される区域については、操業環境の保全を図るため、都市計画法の特別用途地区の指定等により、住宅の立地を禁止し、居住誘導区域からも除外しております。</p> <p>なお、用途地域については、都市計画基礎調査等に基づき、居住環境の保護や商工業等の利便増進等を図るために、適宜、適正に見直してまいります。</p>
10	<p>生産緑地地区は、都市計画運用針に「居住誘導区域に含めず市民農園その他の都市農業振興施策等との連携等により、その保全を図ることが望ましい」とされている。</p> <p>他の施策との連携というのは計画内に書かれているが、居住誘導区域にも含まれている。国が指針として示している内容を一部しか採用せず、残りの一部に背いてまで生産緑地地区に居住を誘導する理由はなぜか。</p>	D	<p>本市の生産緑地地区は比較的規模の小さいものが多く、まとまりある一団の区域として居住誘導区域から除外することが困難であることや、農地所有者の意向も踏まえて慎重に判断すべき事項であることから、居住誘導区域から一律除外することは考えておりません。</p> <p>また、本計画において設定している居住誘導区域内の人口密度は、100人/ha以上となっており、現在の区域の設定が立地適正化計画の趣旨に反するものとは考えておりません。</p> <p>なお、本市では、生産緑地の指定面積要件を緩和する「条例」を制定するなど、生産緑地を保全するための制度改正を実施しており、今後も、農政部局等との連携を図りながら、引き続き都市農地の保全に努めてまいります。</p>
11	<p>(P.67) 界線の基準としている道路や河川等は、どのレベルのものまで含んでいるのか。</p>	D	<p>原則、変更の可能性が低い河川、公道、公共水路等の公共土木施設を界線としております。</p>

都市機能誘導区域・誘導施設等に関する意見

意見 番号	意見の要約	処理 区分	市の考え方
12	<p>今回の区域設定と従来からの用途地区との関連性や追加される規制内容が読み取りにくい。表や図を使って視覚的な説明が欲しい。</p>	D	<p>誘導区域の設定については、持続可能でコンパクトな都市構造を見据え、現状の用途地域等の制限を考慮したうえで、設定方針に沿って定めております。</p> <p>本計画により新たな規制を加えるものではありません。</p> <p>計画書本編では、図や表などを用いたわかりやすい表現に努めております。</p>
13	<p>都市機能誘導地区が西宮市南部の中心地に設定されている。このことにより土地の高度利用が進みすぎて、環境悪化を危惧する。</p>	D	<p>立地適正化計画は、届出により誘導施設を誘導する緩やかな制度であることから、本計画の策定により土地の高度利用が促進されるものではありません。</p> <p>市街地における建築物の密度や形態については、都市計画法の地域地区制度（用途地域や高度地区等）により、規制・誘導してまいります。</p>
14	<p>(P.76) 駅からの自転車圏内に都市機能を誘導するとあるが、駅から自転車で各施設に行く利用者は、どのような交通手段で駅まで来ているという想定なのか。</p> <p>駅からの徒歩圏内のみに変更するのであれば、文言を変えるだけでなく、徒歩圏外・自転車圏内と想定していた範囲が誘導区域外となるよう都市機能誘導区域を狭めるべき。</p>	A	<p>移動手段としては徒歩だけでなく自転車等も想定しておりますが、誘導区域の設定については、基本的に徒歩圏を基準に設定しております。</p> <p>地域拠点形成区域については拠点から概ね 800m 圏内に、都市拠点形成区域については拠点から概ね 1km 圏内に、誘導区域を設定しております。</p> <p>文言については、頂いたご意見を参考に修正します。</p>
15	<p>(P.80) 第1章では「立地適正化計画とは医療・福祉、商業等のさまざまな都市機能を誘導することによりコンパクトな都市の実現を図る計画である」と説明し、第5章では商業・業務、医療・福祉等が集積した区域に都市機能誘導区域を指定、各区域の土地利用方針を「商業・業務地、近隣型商業地等」としているにもかかわらず、誘導施設として商業施設を設定しない理由は。</p> <p>誘導施設とした場合に補助金の嵩上げを得られる事業を市だけが使えるように、民ではなく公が主な設置主体となる、行政にとって都合の良い施設だけを設定したようにしか見えない。</p>	D	<p>商業施設に関しては、一定充足しているものと判断しており、現在の都市機能誘導区域に集約することで、住民の生活利便性を低下させる恐れがあることから、本計画では、居住誘導区域内において分散して配置されるべき施設と位置付け、誘導施設としては設定しておりません。</p> <p>誘導施設の設定については、都市計画運用指針において例示としての記載はございますが、各市町村の人口密度や施設配置等の都市構造が異なることから、各市町村の個別の判断となると考えております。</p> <p>本市においては、一定の人口密度に支えられて、民間資本により商業施設等の立地が適度に図られていることから、本計画では、公共施設の集約・再編等を基本方針とし、都市機能誘導区域、誘導施設を設定しております。</p>

交通ネットワーク等に関する意見

意見 番号	意見の要約	処理 区分	市の考え方
16	<p>都市拠点形成区域とその他を区別し、集約型の都市構造を設定する際、その他地区からの都市拠点形成区域へのアクセスについての考慮を忘れないようお願いしたいです。</p> <p>子供たちでも安全にアクセスできる甲子園～西北間の通行手段の確立をお願いします。</p>	C	<p>甲子園駅と西宮北口駅の移動手段につきましては、鉄道路線が整備されていることから、公共交通ネットワークとしては、一定確保されていると考えております。</p> <p>頂いたご意見は関係課に供覧のうえ今後の参考とさせていただきます。</p>
17	<p>名神湾岸連絡線は立地適正化に反していると考えます。</p> <p>説明会では「名神湾岸連絡線が出来ても、この周辺の『居住誘導区域』の指定解除はない」また「この連絡線の工事は、湾岸西伸部が建設されてからだからだいたい先の事です。西宮市は住民へ充分配慮して下さい。と近畿地方整備局と県に要望しています」という事で重要視されていませんでした。</p> <p>国交省近畿地方整備局や兵庫県が新名神高速道路の開通後の交通量を調査して、さらに湾岸西伸部が開通後の調査をしてから、この連絡線を考えるべきです。都市計画には、この連絡線を入れないようにすべきです。</p>	C	<p>事業に対する個別のご提案は関係課に供覧のうえ今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、当該事業による居住誘導区域の変更は検討しておりません。</p>
18	<p>阪神本線、武庫川駅～甲子園駅間が高架になり周辺が整備されつつあります。</p> <p>①かつての線路跡に道路が出来ていますが、歩道が車道より広がっています。こんなに広いなら自転車専用道路を作るべきです。</p> <p>②本郷学文筋（競馬道）で国道43号線北側の歩道の拡張が途中までなのに、信号機が旧国道の間に明和病院の角にしかない。</p> <p>③かつての鳴尾変電所や土俵があった所の下に、洪水時の貯留施設が埋設されています。この水を次のように役に立てて下さい。</p> <p>ア）夏の暑い時にその水を散水して周辺の気温を下げるようにすべきです。これは都市のヒートアイランドを減少させます。</p> <p>イ）災害時に生活用水に使用できるようにして下さい。</p> <p>④鳴尾駅南側にあった公園が整備中です。以前あった大きなメタセコイヤ4本が1本になっています。戻して下さい。完成予想図を掲示して下さい。</p>	C	<p>事業内容に対する個別のご提案は関係課に供覧のうえ今後の参考とさせていただきます。</p>

誘導施策に関する意見

意見 番号	意見の要約	処理 区分	市の考え方
19	<p>都市機能誘導区域や拠点誘導地域内において西宮市以外に住む所有者の空き地や空き家は管理が怠慢になりやすく、景観上や衛生上からも計画に悪影響を及ぼす恐れがあり、衛生局だけの対応だけではなく市が今回の計画に対応策を盛り込むべきだと考えます。</p>	B	<p>本計画においては、既存ストック活用に重点をおき、「空き家バンク」、「空き家等の利活用支援」を施策として位置づけております。</p> <p>空き家・空き地の増加により周辺環境への影響が懸念される場合には、低未利用地の有効活用策の検討を行います。</p>
20	<p>西宮は「住みやすい街」として高い評価を得られていますが、今後人口の変動により「空き家」は増えていくと、本文でも述べられていました。</p> <p>しかし、空き家の活用に向けて、空き家の情報提供についての記述は見当たりません。もし具体案があれば追加の記述を望みます。</p>	A	<p>本市では、空き家等利用情報提供事業（空き家バンク）等の施策を実施しており、本計画の誘導施策にも位置づけております。</p> <p>記載内容については、頂いたご意見を参考に修正させていただきます。</p>
21	<p>市立中央病院と県立西宮病院を統合して、アサヒビール西宮工場跡地に新築することは、立地適正化に反しています。</p> <p>イ) 公立の大きな病院が無くなる事は、そこに住む住民に不安を与えます。国道 2 号線沿いに大きな病院や救急病院が集中したら、この一帯に大きな災害があれば救急体制の崩壊になります。今のところに公立病院（市立または県立）があればそれを防げます。</p> <p>ロ) 兵庫医大病院は、大きな津波や武庫川が氾濫した時には、役に立ちません。救急車が近づけません。特に武庫川駅近くにある潮止堰がある限り、津波が川を遡って行く時ここで津波が急激に高くなって兵庫医大病院に流れ込んで行く。</p> <p>ハ) 取得したアサヒビール西宮工場跡地の一部は、災害時の避難所や仮設住宅地とするため、常時は大きな防災公園とすべき。そこに防災拠点として常設の県立防災施設と備蓄施設を作る事。その施設上にヘリポートを作り阪神間の災害に対応する。今津浜公園近くにある備蓄倉庫は大きな津波では役に立たない。備蓄倉庫は海側と内陸側など数個所に分散すべきです。</p>	C	<p>本計画において、アサヒビール西宮工場跡地は、国道 2 号や阪急今津線の阪神国道駅に面し、都市核である阪急西宮北口駅周辺、JR 西宮駅・阪神西宮駅周辺に近接するなど、本市の都市構造上の中心となるエリアであることから、都市拠点としての都市機能を誘導するエリアとしております。</p> <p>また、今後の公共施設の老朽化対策や少子高齢化の進行等を踏まえ、持続可能な都市経営を図る観点から公共施設の集約・再編は必要であり、当該事業が本計画の趣旨に反するものとは考えておりません。</p> <p>災害リスクへの備えについては、病院に限らず、災害時の拠点となる施設において検討すべき事項ですので、関係課に供覧の上、今後の参考とさせていただきます。</p>
22	<p>北部地区に急性期病院等の医療機関の誘致を実現していただきたい。</p>	C	<p>誘導施策として、個別の事業は検討していませんが、都市機能誘導区域の塩瀬エリア、山口エリアにおいて、2 次救急、3 次救急対応の病院を誘導施設として設定しております。</p>

届出制度等に関する意見

意見番号	意見の要約	処理区分	市の考え方
23	居住誘導地域外においての開発行為には、一戸当たりの規模の規制は住景観保護のためにされますか。	D	本計画において一戸当たりの規模の制限は行う予定はありません。 なお、本計画では、地域の特性を活かした居住の誘導を基本方針とし、地区計画や景観重点地区等のまちづくり助成を施策として位置づけております。
24	各誘導地域でも届出は必要ですか。	B	誘導区域内においても、届出を必要とする場合があります。 (例) 都市機能誘導区域内においても、誘導施設として設定されていない施設については、建築等の際に届出が必要となる。 各誘導区域内における既存施設について、誘導する施設となっている場合は、休廃止の際に、事前に届出が必要となる。 詳しくは本編第7章をご参照ください。

目標・効果等に関する意見

意見番号	意見の要約	処理区分	市の考え方
25	区域設定が行われる事により、固定資産税・都市計画税や路線価・公示価格・基準地価などへの悪影響を危惧する。	C	立地適正化計画は、届出による極めて緩やかな手法により施設を誘導する計画であるため、直ちに地価に影響するものではないと考えております。 誘導区域の設定については、今後の人口動態等の社会情勢を踏まえ、定期的な見直しを行うこととしております。
26	(P.112) 本計画は、本当に都市機能や居住を誘導しようとしているのか。ただ単に、市が国からの補助金を得るための免罪符とするために作っただけではないか。市民生活の利便性向上を目的としているのであれば、内容を全体的に大幅に見直すべき。	D	本市は、既にコンパクトな都市構造となっていることから、現状の人口密度を維持することにより、持続可能でコンパクトな都市構造を維持できるものと考えております。
27	(P.113) 立地適正化計画が無い状態で定められた総合交通戦略の目標値をそのまま持つてくるのであれば、立地適正化計画の意味はどこにあるのか。	D	総合交通戦略と本計画は、連携する計画として位置づけられており、交通ネットワークについては、総合交通戦略に基づき計画を策定していることから、整合を図るため同じ目標値としております。

その他意見等

意見 番号	意見の要約	処理 区分	市の考え方	
28	(P.3)「西宮市立地適正化計画は…整合を図りながら、計画を策定します」という文章を略すと、「計画は、計画を策定します。」となっている。主語は何で、目的語や動詞は何なのか。	A	頂いたご意見を参考に修正します。	
29	(P.4)「計画の期間は、…を目標年次とします。」は、日本語としておかしい。 タイトルを「目標年次と範囲」とし、「目標年次は…平成52年(2040年)とします」としてはいかがか。	A		
30	(P.8) 地域別の人口の推移のグラフにおいて、北部地域人口と南部地域人口の合計が、市全域の人口と一致していないものがある。数処理の関係かと思うが、注釈が必要では。	A		
31	(P.9) 最初に国立社会保障・人口問題研究所を社人研というと書いているのに、表内で略語が使われていない。	A		
32	(P.10)「平成27年(2010年)の国勢調査において…」と書かれているが、平成27年は2015年。	A		
33	(P.11)平成27年が人口のピークであったと思われるということが、未来の話であるかのように書かれているのはおかしい。	A		
34	(P.20)「本市では、…区域と、…区域に区分しています。」の文章に、何を区分しているのかという目的語が無い。	A		
35	(P.21) DIDは「人口集中地区」のことなので、DID地区という表現は、「地区」が重複しており不適切では。	A		
36	(P.46) 地区ごとの傾向について書かれている文章の意味が分かりにくい。 地区があることを言いたいのか、特性があることを言いたいのか、はっきりすべき。	A		
37	(P.48) 今後の課題は、「公共施設等の老朽化対策」ではなく、「公共施設等が老朽化」ではないのか。対策が課題というのはおかしい。	A		
38	(P.110) 図書館の絵が神殿にしか見えない。	A		
39	全体的に一文が長く、読みにくい。	C		頂いたご意見を参考に、わかりやすい表現に努めてまいります。

意見 番号	意見の要約	処理 区分	市の考え方
40	(p. 45)「快適な暮らしの実現」や「持続可能な都市経営」は「課題を解決した結果」、若しくは「課題への対応内容」であり、課題は、「高齢化社会の到来」や「現社会が高齢者にとって住みにくいものであること」、「財政基盤の悪化」など、P. 48 に課題として書かれているような内容ではないのか。	C	頂いたご意見を参考にさせていただきます。
41	(P. 8)「…社会増は鈍化の傾向にあり、…社会増減は減少に転じ…」は日本語としておかしい。減少に転じることを「…増の鈍化」とは言わない。	C	
42	(全体)日本語(特に助詞)のミスや不自然な言い回し、不自然な句読点、単純ミス等があまりにも多すぎる。	C	
43	(P. 2)「人口推計では…人口が減少に転じ、高齢化率についても大幅に上昇…」という記載について、高齢化率しか増加していないのに、高齢化率について“も”という記載は不適切ではないか。	C	人口減少に加えて、高齢化の進行もみられるということで、記載しております。 頂いたご意見を参考に、わかりやすい表現に努めてまいります。
44	(P. 9) 本文で一切触れられていないのに、表の中に H22 国勢調査結果からの社人研推計値を載せる意味は。	D	前回公表している基本的な方針において、平成22年国勢調査に基づく分析を行っていたことから、参考値として掲載しております。
45	(P. 38) 徒歩圏の半径が他の施設と異なる理由は。 大人の方が遠くまで歩く体力があると思われるが、大人が利用する施設と比較して、小学校や中学校の徒歩圏域の方が広いというのは違和感がある。特に中学校の2kmというのは、本当に徒歩圏なのか。 可能性が無いとは言わないが、そのわずかな可能性を含んで検討を進めていくのはおかしい。このわずかな可能性を含むのであれば、他の施設についても徒歩圏 800mに限らずもっといろんな可能性を含むべき。徒歩圏と通学圏の考え方が混ざっているのでは。	C	本計画では、国土交通省の「都市構造の評価に関するハンドブック」を参考に徒歩圏の設定を行っております。 小中学校の徒歩圏につきましても、ハンドブックの施設配置基準に関する記載内容を参酌し設定しております。

意見 番号	意見の要約	処理 区分	市の考え方
46	<p>少子高齢化は西宮も避けられない未来ですが、コンパクトシティ化・都市機能誘導区域での経済の活性の維持を考えると、介護施設や老人保健施設、老人ホームがそういった「自立して生活がしやすい便利なところ」に建てられることも一つのカギになると考えます。</p> <p>現状の「都市機能誘導区域」にはそういった施設建設を抑制するような制限・厳しい制限はありますか。もしあれば、緩和することを検討し、高齢化でも経済の活性を維持できる制度にすべきではないかと考えます。</p>	C	<p>本計画においては、老人ホーム等の社会福祉施設は誘導施設に位置づけておらず、老人ホーム等の社会福祉施設についての立地を規制する制限はありません。</p> <p>頂いたご意見は関係課に供覧の上、今後の参考とさせていただきます。</p>
47	<p>北部ナシオン近辺に大規模な太陽光発電が設置されていて、風水害での事故が懸念されるとおもいますが、神戸市様により厳しい規制をされる予定はないでしょうか。</p>	D	<p>本計画により、新たに規制を追加する予定はありません。</p> <p>本市では、施設の設置に関する配慮事項を記載したガイドラインを作成し、協力を要請しているほか、条例により一定規模以上の施設の設置については届出を課しております。</p>
48	<p>西宮市立地適正化計画と西宮市まちづくり基本条例の関連は。</p>	D	<p>まちづくりの基本理念としては共有している部分はありますが、制度上の関連性はありません。</p>

3. 新旧対照表

前回都市計画審議会、住民意見募集、庁内意見照会結果等を踏まえ、修正した主な箇所については下表のとおりです。下表の修正箇所以外に、文章の意図を変えない程度の文言修正や表記の統一等を行っています。

新旧対照表（主な箇所）

No.	素案	修正案	該当章 ページ
1	3. 計画の <u>期間</u> と範囲 計画の期間は、…平成 52 年（2040 年）を目標年次とします。	3. 計画の <u>目標年次</u> と範囲 計画の目標年次は、平成 52 年（2040 年）とします。	第 1 章 P.4 (目次)
2	本計画においては、支所単位をベースとして市内を 9 地区に区分し、地区ごとに詳細な分析を行っていきます。	本計画においては、 <u>北部地域と南部地域の 2 地域に区分し、さらに、</u> 支所単位をベースとして市内を 9 地区に区分し、 <u>地域や</u> 地区ごとに詳細な分析を行っていきます。	第 2 章 P.7
3	—	地域別の人口の推移 注釈 <u>数値は千の位を四捨五入しているため、総数と内訳は必ずしも一致しない。</u>	第 2 章 P.8
4	本庁北東（H22 人口：69,722 人、H27 人口： <u>73,642 人</u> ） 甲東（H22 人口：66,972 人、H27 人口： <u>67,753 人</u> ）	本庁北東（H22 人口：69,722 人、H27 人口： <u>73,323 人</u> ） 甲東（H22 人口：66,972 人、H27 人口： <u>68,072 人</u> ）	第 2 章 P.9
5	社人研の人口推計（平成 29 年 3 月）では、…	社人研の人口推計（平成 <u>30</u> 年 3 月）では、…	第 2 章 P.9
6	<u>国立社会保障・人口問題研究所 H22 推計</u> <u>国立社会保障・人口問題研究所 H27 推計</u>	<u>社人研 H22 推計※</u> <u>社人研 H27 推計※</u>	第 2 章 P.9
7	—	西宮市の人口展望 注釈 <u>※平成 22/27 年国勢調査による人口を基準人口とした社人研の人口推計</u>	第 2 章 P.9
8	平成 27 年（ <u>2010</u> 年）の国勢調査において、…	平成 27 年（ <u>2015</u> 年）の国勢調査において、…	第 2 章 P.10
9	人口ピラミッド 高齢人口	人口ピラミッド 高齢 <u>者</u> 人口	第 2 章 P.11～P.19
10	平成 32 年（2015 年）	平成 32 年（ <u>2020</u> 年）	第 2 章 P.14
11	—	文中は「人口集中地区（ <u>DID</u> ）」、グラフは「 <u>DID</u> 」の表現に統一	第 2 章 P.20/21
12	DID <u>地区</u>	DID	第 2 章 P.21
13	DID <u>地区</u> （昭和 45 年及び平成 27 年）	DID <u>の変遷</u> （昭和 45 年及び平成 27 年）	第 2 章 P.21

No.	素案	修正案	該当章 ページ
14	—	人口カバー率注釈に追記 <u>徒歩圏 800mは「都市構造の評価に関するハンドブック（国土交通省）」による。</u>	第2章 P.32/P.34/ P.36/P.40
15	—	人口カバー率注釈に追記 <u>徒歩圏小学校 1k m、中学校 2k mは「都市構造の評価に関するハンドブック（国土交通省）」の公共施設に係る配置基準による。</u>	第2章 P.38
16	—	人口カバー率注釈に追記 <u>徒歩圏鉄道駅 800m、バス停 300mは「都市構造の評価に関するハンドブック（国土交通省）」による。</u>	第2章 P.42
17	<p><u>・北部地域における…人口は、平成 27 年（2015 年）の人口の約 27%の減少、南部地域の平成 52 年（2040 年）の人口は、本庁北東、本庁南西、瓦木地区で人口増加が予測されますが、平成 27 年（2010 年）の人口の約 5%の減少が見込まれています。</u></p> <p><u>・平成 52 年（2040 年）においては、人口の増加する地区がある一方で、鳴尾、塩瀬、山口地区などの人口が大きく減少する地区も見られるなど、地区ごとに異なる傾向となっています。高齢化については、全地区において大きく進行しますが、特に北部地域においては、高齢者の人口が約 40%近くまで上昇の見込みとなっています。</u></p>	<p><u>・南部地域における平成 52 年（2040 年）の推計人口は、平成 27 年（2015 年）と比較して、本庁北東、本庁南西、瓦木地区において人口増加が予測されますが、鳴尾地区などの人口が大きく減少する地区も見られるなど、地区ごとに異なる傾向となっています。地域全体としては、約 5%の人口減少が見込まれています。</u></p> <p><u>・北部地域における平成 52 年（2040 年）の推計人口は、平成 27 年（2015 年）の人口と比較して、山口、塩瀬両地区において人口減少が予測されており、地域全体としては、約 27%の人口減少が見込まれています。</u></p> <p>・高齢化については、全地区において大きく進行しますが、特に北部地域においては、高齢者の人口が約 40%近くまで上昇の見込みとなっています。</p>	第2章 P.46
18	<p>今後の課題</p> <p><u>北部地域では、隣接する神戸市、宝塚市の生活サービス施設が多く立地する拠点への交通アクセスを強化する必要があります。また、南部地域では、今後も人口増加が見込まれることから、地区特性に応じた生活サービス施設の配置等を検討する必要があります。</u></p>	<p>今後の課題</p> <p><u>南部地域全体では、人口減少が見込まれていますが、地区によっては今後も人口増加が見込まれることから、地区特性に応じた生活サービス施設の配置等を検討する必要があります。</u></p> <p><u>また、北部地域では、隣接する神戸市、宝塚市の生活サービス施設が多く立地する拠点への交通アクセスを強化する必要があります。</u></p>	第2章 P.46

No.	素案	修正案	該当章 ページ
19	公共施設等の老朽化 <u>対策</u>	公共施設等の老朽化	第2章 P.48
20	Ⅲ. 地域、地区ごとの <u>特徴</u> ・課題を踏まえたまちづくり 1. 地域や地区の <u>特徴</u> を活かしたまちづくり	Ⅲ. 地域、地区ごとの <u>特性</u> ・課題を踏まえたまちづくり 1. 地域や地区の <u>特性</u> を活かしたまちづくり	第2章 P.48
21	<u>公共交通軸に存する</u> 駅、バス停の徒歩圏、 <u>自転車利用圏</u> から…	<u>鉄道</u> 駅、バス停の徒歩圏から…	第4章 P.64
22	人口密度のめやす 環境調和型居住区域 40～60 人/ha 低層居住区域 60～80 人/ha 中低層居住区域 80～100 人/ha 都市型居住区域 100 人/ha	人口密度のめやす 環境調和型居住区域 40～60 人/ha <u>以上</u> 低層居住区域 60～80 人/ha <u>以上</u> 中低層居住区域 80～100 人/ha <u>以上</u> 都市型居住区域 100 人/ha <u>以上</u>	第4章 P.64
23	—	<u>※人口密度のめやすは、都市計画運用指針の市街化区域内の住宅用地の基準を参考に設定。</u>	第4章 P.64
24	兵庫県による調査が進行している <u>土砂災害特別警戒区域</u> については、確定次第、順次、居住誘導区域から除くものとします。	兵庫県による <u>追加指定に向けた</u> 調査が進行しており、確定次第、順次、居住誘導区域から除くものとします。 <u>(他の区域についても追加指定された場合は、同様に、居住誘導区域から除くものとします。)</u>	第4章 P.67
25	※なお、基準2…、オ急傾斜地 <u>崩落</u> 危険区域については、…	※なお、基準2…、オ急傾斜地 <u>崩壊</u> 危険区域については、…	第4章 P.67
26	武庫川新駅（検討中）	<u>阪急</u> 武庫川新駅（検討中）	第4章 P.68
27	凡例 急傾斜地 <u>崩落</u> 危険区域	凡例 急傾斜地 <u>崩壊</u> 危険区域	第4章 P.69～P.74
28	・鉄道駅に近い…都市核、地域核等を中心とし、徒歩や <u>自転車</u> 等で容易に移動できる範囲に区域を設定します。	・鉄道駅に近い…都市核、地域核等を中心とし、徒歩等で容易に移動できる範囲に区域を設定します。	第5章 P.76
29	武庫川新駅（検討中）	<u>阪急</u> 武庫川新駅（検討中）	第5章 P.80/90 /91
30	<u>分散型施設</u>	<u>日常生活サービス施設</u>	第5章 P.81/82
31	居住地において分散して配置すべき…	居住地において <u>適宜配置されることが望ましい</u> …	第5章 P.81
32	表 <u>誘導</u> 施設の種類	表 施設の種類	第5章 P.82

No.	素案	修正案	該当章 ページ
33	表 拠点集約型施設	表 拠点集約型施設 <u>(誘導施設に設定)</u>	第5章 P.82
34	表 (居住誘導区域内に <u>分散して配置されるべき</u> 施設)	表 (居住誘導区域内に <u>適宜配置されることが望ましい</u> 施設)	第5章 P.82
35	表 ホール (<u>1000</u> 席以上)	表 ホール (<u>900</u> 席以上)	第5章 P.83/84 100/109
36	(既存施設) <u>教育委員会庁舎</u> <u>アミティホール</u>	(既存施設) <u>市民会館</u>	第5章 P.84
37	<u>上甲子園市民サービスセンター</u>	<u>瓦木支所、上甲子園市民サービスセンター</u>	第5章 P.90
38	西宮市立中央病院 (県立西宮病院との統合 <u>検討</u>)	西宮市立中央病院 (県立西宮病院との統合)	第5章 P.92
39	<u>分散型施設</u>	<u>日常生活サービス施設</u>	第5章 P.94/96 /98
40	<u>塩瀬図書館</u>	<u>北部図書館</u>	第5章 P.96
41	空き家等の活用に対する支援 地域の空き家等を福祉や地域活動等の公益的活動に利用するために、マッチングの支援や公益的活動のために必要な改修を行うものに対して、工事等の費用の一部を補助します。また、公益的な目的のために活用する場合に、除却及び跡地整備に要する費用の一部を補助します。	<u>「空き家バンク」</u> <u>地域の空き家等を福祉や地域活動等の公益的活動に利用するために、所有者と利用希望者によるマッチングの支援を行います。</u> <u>また、北部地域においては、居住を目的とした空き家バンクを実施し、所有者と入居希望者によるマッチングの支援も行います。</u> <u>「空き家等の利活用支援」</u> <u>空き家や住まいの空きスペースを地域コミュニティ活動などの公益的な目的で活用する際に、必要な改修工事費や清掃費の一部を補助します。また、老朽化が激しい空き家を解体し跡地を利用する場合の解体費及び跡地整備費の一部を補助します。</u>	第6章 P.102
42	統合新病院整備事業 西宮市立中央病院においては、3次救急や小児・周産期医療、災害対策など、地域医療の一層の充実を図るため、兵庫県立西宮病院との統合に向け検討します。	統合新病院整備事業 西宮市立中央病院においては、3次救急や小児・周産期医療、災害対策など、地域医療の一層の充実を図るため、 <u>アサヒビール西宮工場跡地において、兵庫県立西宮病院との統合・再編を行います。</u>	第6章 P.103/ 104

No.	素案	修正案	該当章 ページ
43	本庁北西 60~100 人/ha 本庁北東 100 人/ha 本庁南西 100 人/ha 本庁南東 100 人/ha 鳴尾 100 人/ha 瓦木 100 人/ha 甲東 60~100 人/ha 塩瀬 40 人/ha 山口 40 人/ha	本庁北西 60~100 人/ha <u>以上</u> 本庁北東 100 人/ha <u>以上</u> 本庁南西 100 人/ha <u>以上</u> 本庁南東 100 人/ha <u>以上</u> 鳴尾 100 人/ha <u>以上</u> 瓦木 100 人/ha <u>以上</u> 甲東 60~100 人/ha <u>以上</u> 塩瀬 40 人/ha <u>以上</u> 山口 40 人/ha <u>以上</u>	第 8 章 P.112
44	H27 から維持するものとし、…H52 の人口推計 (H27 推計) …	H27 <u>年</u> から維持するものとし、…H52 <u>年</u> の人口 推計 (H <u>30.3</u> 推計) …	第 8 章 P.112

4. 今後のスケジュール

